

大分市中小企業者BCP等策定等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症、大地震等の自然災害等の発生時において事業、人的資産等への損害を最小限にとどめつつ、事業の継続及び企業信用力の向上を図るためのBCP又は事業継続力強化計画(以下「BCP等」という。)を市内の中小企業者が策定し、又は改定することを支援し、もって地域経済を支える中小企業者の経営基盤を強化し、本市の産業振興に寄与することを目的に交付する大分市中小企業者BCP等策定等支援補助金(以下「補助金」という。)に関し、大分市補助金等交付規則(昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(これに準ずる者として市長が認める者を含む。)をいう。
- (2) BCP 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症のまん延、大地震等の自然災害、テロ等の事件、大事故、サプライチェーンの途絶、突発的な経営環境の変化等の不測の事態が発生した場合においても、重要な事業を中断させず、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画をいう。

(3) 事業継続力強化計画 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第5条第1項に規定する事業継続力強化計画（経済産業大臣から認定を受けたものに限る。）をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者とする。

- (1) 個人の場合にあっては市内に住所及び事業所を、法人の場合にあっては市内に本社、登記している支社、工場等を有していること。
- (2) 市内で1年以上継続して事業を営んでいること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 市税を滞納している者

(3) 国、県その他の機関から補助金と同様の趣旨の補助を受けている者

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有して

いる者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めて

いる者

(5) 次のいずれかに該当する事業を営む者

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12

2号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連

特殊営業

イ その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、他の

事業者から支援を受け、又は他の事業者に委託することにより行うBCP等（工場

等の市長が別に定める機能に係る施設のみを対象としたものを除く。以下同じ。）

の策定又は改定（以下「策定等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、介護サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に係

るBCP等の策定等は、補助の対象としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助

対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税及び策定し、又は改定したBCP等

の製本（補助対象者自身はその事業所において行う製本を除く。）に要する印刷製

本費を含む。）とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、一の年度において、300,000円を限度とする。ただし、補助対象者の代表者が他の中小企業者の代表者を兼ねている場合であって、当該他の中小企業者が補助金の交付の決定を受けているときは、300,000円から当該補助金の額を減じて得た額を限度とする。

- 2 補助金は、一の補助対象者につき一の年度当たり1回のみ交付するものとする。
- 3 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(BCPの策定等に係る交付の申請)

第7条 BCPの策定等について補助金の交付を申請しようとする者（以下「BCP策定等に係る申請者」という。）は、大分市中小企業者BCP等策定等支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業を開始する前までに市長に提出しなければならない。

- (1) BCP策定等に係る申請概要書（様式第2号）
- (2) 見積書
- (3) 発行から1月以内の市税完納証明書又は納期が未到来であることを証明する書類（BCP策定等に係る申請者が個人の場合であって、それらの証明書の発行を受けられないときは、市税等滞納調査同意書（様式第3号））
- (4) 誓約書（様式第4号）

- (5) 申請者が法人の場合にあつては、法人登記簿謄本の写し
- (6) 申請者が個人の場合にあつては、税務署に提出した開業届出書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(BCPの策定等に係る交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市中小企業者BCP等策定等支援補助金交付決定通知書（様式第5号）により、BCP策定等に係る申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(BCPの策定等に係る変更の申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「BCP策定等に係る補助事業者」という。）は、当該交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市中小企業者BCP等策定等支援補助金補助事業変更承認申請書（様式第6号）に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市長が年度内での補助事業の完了に影響を及ぼさない軽微な変更であると認める場合
- (2) 補助事業に要する予算の変更が補助対象経費の総額の20パーセント以内の増減である場合

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その変更を承認し、大分市中小企業者BCP等策定等支援補助金補助事業変更承認通知書（様式第7号）により、BCP策定等に係る補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

（BCPの策定等に係る実績報告）

第10条 BCP策定等に係る補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して15日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに大分市中小企業者BCP等策定等支援補助金補助事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施状況報告書及び収支決算書（様式第9号）
- (2) 補助事業の成果品
- (3) 補助対象経費の支払が確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

（BCPの策定等に係る額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大分市中小企業者BCP等策定等支援補助金額確定通知書（様式第10号）により、BCP策定等に係る補助事業者へ通知するものとする。

(事業継続力強化計画の策定等に係る交付の申請及び実績報告)

第12条 事業継続力強化計画の策定等について補助金の交付を申請しようとする者(以下「事業継続力強化計画策定等に係る申請者」という。)は、大分市中小企業者BCP等策定等支援補助金交付申請兼実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業が完了した日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業継続力強化計画策定等に係る申請概要書(様式第12号)
- (2) 事業継続力強化計画の認定書の写し
- (3) 補助対象事業の成果品
- (4) 補助対象経費の支払が確認できるもの
- (5) 発行から1月以内の市税完納証明書又は納期が未到来であることを証明する書類(事業継続力強化計画策定等に係る申請者が個人の場合であって、それらの証明書の発行を受けられないときは、市税等滞納調査同意書)
- (6) 誓約書
- (7) 申請者が法人の場合にあつては、法人登記簿謄本の写し
- (8) 申請者が個人の場合にあつては、税務署に提出した開業届出書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(事業継続力強化計画の策定等に係る交付の決定及び額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による申請及び実績報告があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をするとともに額の

確定をし、大分市中小企業者BCP等策定等支援補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第13号）により、事業継続力強化計画策定等に係る申請者に通知するものとする。

（請求）

第14条 BCP策定等に係る補助事業者又は前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「事業継続力強化計画策定等に係る補助事業者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市中小企業BCP等策定等支援補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、BCP策定等に係る補助事業者又は事業継続力強化計画策定等に係る補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市中小企業者BCP等策定等支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市中小企業者BCP等策定等支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。